

東近江圏域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法第30条の14に基づき、滋賀県保健医療計画の一部として位置づけられる地域医療構想の実現に向けた取組を協議するため、東近江圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次の事項について協議する。

- (1) 病床の機能分化・連携に向けた取組に関する事
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に関する事
- (3) 目指すべき医療提供体制を実現する施策に関する事
- (4) その他、調整会議が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 調整会議の委員は、次の各号に掲げる関係者のうちから保健所長が選任する。

- (1) 医療関係機関・団体
 - (2) 医療保険者
 - (3) 介護保険等関係団体
 - (4) 市町
 - (5) その他、特に必要と認められる者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 必要に応じて調整会議にオブザーバーをおくことができる。

(議長および副議長)

第4条 調整会議に議長および副議長をおく。

- 2 議長は、委員の互選により選出する。副議長は、委員の中から議長が指名する。
- 3 議長は、調整会議を代表し、調整会議の会務を総括する。

(会議)

第5条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 議長が必要と認める時は、調整会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局および庶務は東近江保健所が担う。

2 東近江保健所長は必要に応じ、事務局の構成員について、東近江圏域地域医療構想調整事務局会議（以下、「事務局会議」という。）を組織する者から選定することができる。

(事務局会議)

第7条 調整会議のもとに事務局会議を組織する。事務局会議について必要な事項は別に定める。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

この要綱は、令和5年10月19日から施行する。